

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会（第4回） 議事録

1. 日時 平成23年9月27日（火）16時00分～17時40分

2. 場所 総務省10階 1002会議室

3. 出席者

委員 酒井主査、相田主査代理、池田委員、一井委員、河村委員  
総務省 原口電気通信事業部長、野崎電気通信技術システム課長、  
中沢番号企画室長、東川番号企画室課長補佐

4. 議題

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」に  
関する論点整理について

5. 模様

【酒井主査】 それでは、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策  
委員会の第4回会合を開催させていただきます。

資料の確認を最初にお願いします。

【東川補佐】 お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第が1枚ございます。

続きまして、資料4-1としまして、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番  
号に係る制度等の在り方に関する考え方（案）」の資料がございます。

資料4-2として「制度の在り方」についての考え方（案）の参考資料がございます。

その次に資料4-3としまして、今後の検討スケジュール（案）がございます。

最後に、前回第3回会合で配付しました論点整理の資料につきまして、再度配付してお  
ります。

資料は以上です。過不足あれば、ご連絡いただきたいと思います。

【酒井主査】 よろしいですか。

それでは議事に入りたいと思います。

最初に、本諮問事項に対する考え方の案を、事務局で資料4-1として作成していただいておりますので、説明をお願いいたします。

【東川補佐】 まず、お手元の資料4-1につきまして説明させていただきます。

こちらは前回の論点整理の議論を踏まえまして、論点整理の2回目となる本委員会において、方向性に関する議論のたたき台としてお示しするものです。

資料4-1をご覧ください。1ページ目でございますが、諮問事項1としまして、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について2ページ以降、各個別の課題についてまとめております。

まず「携帯電話の番号の将来需要について」でございますが、現行の携帯電話の番号需要が、現行ペースで増加が続いた場合は、平成26年には番号不足が予測されております。そのような増加のペースがまた速まる場合は、不足のタイミングが早まることも想定されますが、番号数の拡大を実施する時期と、番号容量についてはどのように考えるかという課題を掲げております。

考え方（案）では、近年の携帯電話の番号需要が増加していることと、現在の需要が続く場合には、平成26年初頭には、080/090番号が不足することが明らかである。携帯電話の番号数の拡大策としては、短期的な視点だけではなく、中長期的な需要に耐え得る番号容量を確保することを目的として、電話番号数の不足に備える必要があるのではないかとしております。このように考えると、ネットワーク等の改修に係る期間を考慮すれば、遅くとも平成24年には、携帯電話の電話番号の拡大策としての新たな番号帯について決定しておく必要があるのではないかとしております。

続きまして、3ページ目でございます。将来需要のうちM2Mサービスにつきましては、現在需要を予測するのは困難という意見もある一方で、中長期的には大幅な需要が見込まれるという意見がございました。

このM2Mサービスの需要については、考え方（案）として、現在、データ通信市場の拡大と重なり市場は拡大基調にあります。また、既に利用され始めている自動車や電子書籍端末等の応用のみならず、今後その他の分野においてもM2Mサービスの利用が想定されております。現時点において、M2Mサービスが電話番号の大幅な需要増加の要因となるかどうかは、この市場の発展に負うところが大きいため、確実に増加するといった見通しには現時点ではなっていないと考えております。その結果、M2Mサービスによる将来

の電話番号の需要増加に備えて、既存の携帯電話の電話番号だけではなく、後述いたしますM2Mサービスの専用番号の付与の部分で検討対象としている、新識別子の国際標準化の動向等も踏まえた検討が必要ではないかとしております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。 「携帯電話の電話番号の指定方法の変更について」でございますが、現在、電話番号の指定方法については解約率を3%としておりますが、各社実績値の1%程度までに見直した場合、指定可能な番号は1,000万番号と増えることが見込まれておりますので、平成26年から約1年から1.5年程度の延長効果が見込まれています。

この点について、考え方(案)でございますが、現時点での実績月間解約率は各社が0.5%から1%といった数値を公表している中、現在の3%の解約保留数はこのような実態と乖離しているため、この実際の解約率を用いることは番号指定数を節約するための有効な手段となり得るのではないかと。また、携帯電話の電話番号の需要に鑑みれば、指定方法の変更のみでは将来需要に対処することはできないため、070をはじめとした新たな0A0番号の開放を基本としつつ、携帯電話の電話番号の不足時期に間に合わない場合において、090/080番号の1~1.5年程度の延長効果を見込んで導入すべきではないかとしております。

次のページをご覧ください。「090-0番号の携帯電話への開放について」でございますが、090-0番号は、新たな0A0番号の開放と比較すると1,000万番号の利用が確保できますが、それほど多くはない番号が利用できるということですので、現在の番号の需要に鑑みると、拡大策としては抜本的な解決策にはならないという意見もある中で、090-0番号の開放を行うべきかどうか。また、着信課金サービスとの違いについてどのように考えるかということで、考え方(案)に示しているのは、090-0番号の開放は十分な対策ではないのではないかと。0800(着信課金サービス)との識別において、また、利用者が誤認するおそれがあることから、必ずしも090-0番号の開放を優先する必要はないのではないかとしております。090-0を開放する際は、携帯電話で使用している0A0番号ではなく、0AB0番号として認識される可能性があるため、利用者保護の観点から、0800(着信課金サービス)との識別において、事業者より利用者へ周知を図る必要が生じるのではないかとまとめております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。こちらは「070番号の携帯電話番号への開放について」ということで、平成26年には、現在の電話番号の需要が続いた場合は、電

話番号が不足することを踏まえ、携帯電話の電話番号の拡大策としては、新0A0番号の開放をどう考えるか。また、新0A0番号の開放は1つの番号で足りると考えるか。また、新たな0A0番号を開放する場合、どのような基準により検討を行うべきか。また、導入のタイミングをどのように考えるかという課題に対して、考え方（案）ですが、電話番号の不足が見込まれる平成26年以降も、携帯電話サービスが安定的に成長し、電話番号の不足によってその利用に支障が生じないよう、指定方法の見直しや090-0の開放とは別途、新たな0A0番号を携帯電話に割り当てるべきではないか。新たな0A0番号として検討対象となる070、030、040のいずれの番号帯を選択した場合でも、現在の携帯電話の番号の需要に照らすと、10年程度の番号容量の確保が期待されるため、一の0A0番号帯の開放で十分ではないかとしております。

携帯電話の電話番号としていずれの番号を開放すべきかについては、携帯電話の番号としての識別性、確保される番号容量と今後想定される他のサービスでの0A0番号の需要、事業者ネットワークや電話端末等に与える影響、利用者にも与える影響といった観点が必要ではないかとしています。導入の時期につきましては、平成26年には電話番号の不足が見込まれていることから、携帯電話の拡大策として、導入に向けた取り組みを早期に行うべきではないか。具体的には、平成24年より、関係事業者から事業者ネットワークの改修等に取り組む必要があるのではないかとしております。

続きまして、7ページをご覧ください。070の開放について、番号計画との関係から、今検討対象となっている030、040、070番号のうちいずれの番号がふさわしいかという課題につきまして、携帯電話の電話番号については、平成11年に携帯電話の電話番号の桁数増加による090番号への統合を行っております。平成14年には、080番号を導入し、両番号が広く一般に認識され利用されております。携帯電話とPHSの事業者からは、090/080に続く番号として、070番号が移動体通信サービスの番号として利用者に認識されやすいという意見が多く寄せられました。また、携帯電話の番号としては、070の使用率が低い中、090/080に次ぐ番号として070を携帯電話として使用することが、番号空間の有効活用につながり、携帯電話の利用者から見ても識別性が働きやすいのではないかと、また、諸外国の番号利用の状況を見ましても、ドイツやフランス、スペイン、インド、シンガポールなどは、携帯電話の番号体系として連続する番号を利用しており、電話番号としての識別性に配慮が見られるということと、また、平成11年の090番号への統合によって030/040番号が未利用の番号帯となっており、

こうした未利用の番号帯については、M2Mサービス等の需要のための新たなサービス利用のために確保すべきではないかとしております。

続きまして、8ページをご覧ください。事業者対応につきまして、新0A0番号の開放に当たっては、事業者の既存ネットワークへ与える影響の観点からの検討が重要としております。新たな0A0番号の開放を行った場合、選択中継サービスからの発信への対応、また、法人需要が多いPBXや個人利用が多いACR機能の付いた電話機の改修が必要になってきます。このほか、着信課金サービスやナビダイヤル、プリペイドカードなどにおいても同様の対応が発生することが予想されます。こうした事業者の既存ネットワークの改修と利用者への周知に対してどのように考えるか。このような改修等の対応、そのために必要な期間を踏まえて、携帯電話の番号数の拡大策としての0A0番号についてどのように考えるかを課題としております。

こちらの考え方(案)につきましては、070、030、040、新たな0A0番号のいずれを開放したとしても、携帯電話及び固定電話の事業者によるネットワーク改修が必要となります。具体的には、固定電話から携帯電話への発信において選択中継サービスの利用を可能とすることや、同サービスを利用するPBXやACR機能の付いた電話機の設定変更等を行うことが必要になります。そういった観点から、利用者への周知の対応が重要になると考えております。事業者のネットワーク改修については、030/040、070番号によって、改修にかかるコストの差が生じるという意見もございました。定期的なネットワーク改修等の際に、新たな番号への改修等を併せて行うことにより効率的に取り組み、こうしたコストは軽減できるのではないかとしております。これまで携帯電話においては利用可能とされてきたサービスが、確実に継続的に提供されることが必要ではないかとしております。

続きまして、9ページ目をご覧くださいと思います。070番号の開放に関して、利用者対応としまして、利用者保護の観点から、新たな0A0番号を開放するに当たってどのような周知や識別方法が必要かということにつきまして、新たな0A0番号として070番号を導入する際は、070番号を使用しているPHSの無料通話サービスにおいて、PHS利用者による料金識別性を確保することが課題となります。また、固定電話からの発信の際、それぞれの番号で携帯電話やPHSという認識が定着しているため、この点への影響に対応することが必要となります。

このため、新たな0A0番号として070番号を導入する際は、070番号がPHS専

用番号ではなく携帯電話と共用することについて、周知が必要ではないかとしております。また、特殊音の挿入による識別を求める意見と、無料通話の相手先がわかっている場合など、あえて特殊音の挿入による識別は不要という意見がある中で、無料通話のプラン等の条件についての周知やガイダンスによる注意喚起などの措置から、事業者が自主的な判断により取り組むことが求められるのではないかとしております。

また、00XY発信を行わない場合については、固定電話から携帯電話・PHSへの発信においては、現在3分当たり、携帯電話へは70円から120円、PHSへの発信は40円となっており、料金差は大きいと考えています。このため事業者においては、利用者に対し、070番号帯はPHS専用ではなく携帯電話でも利用される番号であることや、料金の差が生じることについて、一定期間の周知と注意喚起が必要ではないかとしております。

続きまして、10ページ目をご覧ください。M2Mサービスへの専用番号の割り当てにつきまして、まとめております。課題としましては、現在、M2Mサービスの識別子が国際標準化されていない中で、現時点で携帯電話の電話番号を識別子として決めることについては時期尚早という意見がございます。こうした意見を踏まえて、専用番号の割当てをどう考えるかということと、現時点ではM2Mサービスは契約者数500万件を突破したばかりであるが、将来の需要母体は数十億という試算もある中で、専用番号についてどのように考えるかということです。

考え方（案）でございますが、M2Mサービスの識別子について国際標準化がなされた後も、その普及については時間がかかるものと推測されます。既存の携帯電話の電話番号によるM2Mサービスの提供が、システムの継続性を確保できる点から望ましいという意見を重視すれば、将来のM2Mサービスの番号需要が数億程度であれば、030や040等の複数の0A0番号を割り当てることによって対応することができるよう、将来需要に備えて複数の0A0番号を確保しておくことが必要ではないか。他方、M2Mサービスの需要が数十億といった状況が予測され、既存の0A0番号では足りないなど、新識別子や桁増しなどの対応を検討すべき状況も想定されます。その際は、新識別子については国際標準化の動向等を踏まえて判断を行うべきではないかとしております。

続きまして、11ページでございます。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入につきまして、両サービスについては音声サービス、データ通信等の分野で競争が活性化し、利用者利便の大きな向上が見込まれるという部分について、考え方（案）ござい

ますが、平成23年8月時点では、携帯電話の番号使用数のうち約10%に当たる1,300万番号が番号ポータビリティに利用されており、携帯電話の普及や公正競争、利用者の便益の向上に大きな役割を果たしてきているとしております。

この携帯電話とPHSの両サービス市場において、競争促進による通信料金の多様化や低廉化が促進され、利用者利便の向上としては効果が見込まれるのではないかとしております。また、当初は、PHSについては固定電話網を活用した簡易な移動電話サービスという性格を有しておりましたが、両サービスは異なるサービスとしてスタートしたものの、現在は音声通話、データ通信といった基本サービスに大きな違いはなく、競争関係にあるのではないかとしております。また、携帯電話とPHSは移動通信技術の発達と競争の進展により、サービス開始当初の両サービスの差は縮小しており、今後も競争関係が進展することを考慮すれば、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当ではないかとしております。

続きまして、12ページをご覧ください。番号ポータビリティの導入に当たっては、両サービスに違いがなく、同様のサービスとして利用者に認知されていることが重要であると考えられますが、この点について、携帯電話により提供が行われているサービスがあり、PHSでは提供されていないサービスがあることをどう考えるかという課題に対しては、これまでの携帯電話とPHSの利用者に対するアンケート結果では、PHS利用者の約4割、携帯利用者の約2割が、番号ポータビリティを利用したいという結果となっております。

こうした利用者の要望を踏まえれば、利用者利便の向上に一定の役割を果たすのではないかとしております。携帯電話で提供され、PHSでは提供されていない選択中継サービスについては、固定電話網におけるコア網のIP化に伴い、今後、選択中継サービスとIP網によってどのように扱うかといった議論も行われており、PHS事業者と選択中継サービス提供事業者による、サービス提供に向けた調整が必要ではないかとしております。また、PBXやACR機能付き電話機の利用者の端末における設定変更等に関する周知については、事業者による対応だけでなく、国によるサポートも必要ではないかとしております。

固定電話と携帯電話の発着に係る各種サービスについては、料金精算に係る携帯電話とPHSの識別の仕組みを導入することについて、事業者によるネットワーク改修が想定されますが、これらの改修に伴うコスト負担については、基本的には自網自己負担を原則

としつつ、料金精算に係る識別の仕組みを導入するかどうかは、サービス提供事業者による自主的な判断にゆだねられるのではないかとしております。

続きまして、13ページでございますが、PHSと携帯電話の料金水準の違いに係る利用者保護について、どのように考えるかという課題に対して、アンケート結果では、電話番号によって携帯電話とPHSを識別する必要があるかという質問は、必要ないという回答が42%、必要であるという回答が37%となっております。必要であるという回答の過半数は、携帯電話とPHSの料金差を理由に挙げておりますので、番号ポータビリティ導入に当たっては、料金差の識別性確保に向けた検討が利用者保護の観点から重要ではないかとしております。

固定電話からの発信については、先ほども070のところでご説明しましたが、00XY発信を行う場合と行わない場合で携帯電話とPHSの間で料金差がありますが、利用者に対して、070番号帯はPHS専用番号ではないといった周知や、00XY発信を行う場合の料金差が生じることについて一定期間の周知と注意喚起が必要ではないかとしております。また、これは070のところでも述べておりましたが、特殊音の挿入についても、無料通話のプラン等の条件についての周知や、ガイダンスによる注意喚起などの措置から、事業者が自主的な判断により取り組むことが求められるのではないかとしております。

続きまして、14ページでございます。番号ポータビリティを導入する際について、導入に係る期間も含めて実施時期をどのように考えるかということと、実施に際して全事業者一斉に行うべきか、準備が整った事業者より順次サービスを提供すべきか、ということに関してですが、実施時期につきましては、平成18年に携帯電話の番号ポータビリティ、MNPを導入した際には、こうしたネットワークの改修のために2年程度の期間を要しておりました。今回のPHSの番号ポータビリティへの参加についても、既に仕組みはございますが、一定の期間を要することが想定されます。こうした新番号の導入と番号ポータビリティの導入は、同時期に行うことが、利用者にもわかりやすいのではないかといたします。事業者間で早期に対応を開始し、2年程度の期間のうちに導入することが、利用者利便の向上に資するのではないかとしております。

以上が、諮問事項1についての考え方でございます。

続きまして、諮問事項2の「電気通信番号の指定要件の在り方について」で、こちらは携帯電話の電話番号ではなく、電気通信番号の指定要件としまして、NTT東西の第1種指定電気通信設備に直接接続することが、電話番号を指定する指定要件となっております。



この点について、直接接続ではなく、一の事業者の網を介した間接接続も許容することについて、どのように考えるかという課題に対して、現在、第1種指定電気通信設備と直接接続している携帯電話事業者や中継事業者のネットワークの飛躍的向上により、自己確認等の規定を遵守している環境においては、中継事業者等のネットワークとの間接接続による品質劣化や遅延等の技術的な問題が生じるおそれはなく、またサービス面からは、例えば携帯電話間の発着信のみのサービスは第1種指定電気通信設備を経由せずに、携帯電話間のネットワークのみによって行われており、このようなサービスが今後増えてくるとも想定されるため、第1種指定電気通信設備との直接接続を携帯電話の番号指定の要件として規定する必要性は減少しているとしております。

このため、電話番号の申請事業者と間接接続を行う携帯電話事業者や中継事業者のネットワークがその他の要件を満たしていることを条件として、固定電話及び携帯電話ともに、第1種指定電気通信設備との直接接続の要件を見直し、一の事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすべきではないかとしております。

以上が、資料4-1の考え方に関する説明でございます。

続きまして、資料4-2は参考資料でございますので、新たに前回の参考資料に追加した点のみ説明していきたくと思います。

3ページ目をご覧ください。前回の委員会で、固定電話からPHSへの料金はいくらかというご質問がございましたので、こちらも下の表に載せております。00XY発信が行われない場合は、携帯電話への発信は70円から120円ということで、携帯電話の間でも料金差はございますが、PHSの料金は安くなっています。00XYを押して携帯電話に発信した際は50円前後ということですので、PHSの料金とそれほど大きな違いはないのではないかと思います。また、こうした選択中継サービスは、いわゆる光電話からの発信には対応していないので、光電話から携帯電話・PHSへ発信した料金については、左上に料金を記載しております。こちらは1分当たりの料金ですので、3分当たりの料金はこの3倍になるということでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは携帯電話とPHSに係る着信課金等のサービスがどのように対応してきたのか、時系列で整理した資料でございます。着信課金サービスやプリペイドサービスについてはPHSも対応しておりますが、それぞれの事業者に対する対応時期については、まちまちとなっております。また、PHS未対応の選択中継サービスについては、携帯電話への発信に対応している事業者と、固定電話への発信

に対応している事業者がございます。これは左の選択中継サービスの下の箱の中にありますが、すべての事業者で00XY番号から携帯電話へ発信できると言えるサービスにはなっていないということでございます。

次の8ページ目でございますが、携帯電話とPHSのサービスに関する比較で、これは自社のネットワークの中で提供しているサービスの比較でございます。携帯電話間でもサービスの違いはありますが、携帯電話とPHS間のサービスの違いは、割り込みサービスや特定番号への通話料の割引などが見られますが、それほど大きなサービスの差はないのではないかと考えられます。

続きまして、9ページから12ページにつきましては、ネットワークの改修に関する概要図でございます。9ページ目の選択中継サービスについては、携帯電話とPHSが着信する際の着信のサービスでございますので、070を開放する際も、030/040を開放する際も、PHSと携帯電話を識別する機能の追加、料金系システムへの機能の追加といった改修が必要となってきます。070を開放のうえでMNPを導入する際については、PHSに対するリダイレクション機能を追加する必要が生じます。これらについては、基本的には12ページまでのその他のサービスについても、ほぼ同様の改修が見込まれております。

13ページでございますが、電話機とPBXへの影響でございます。こちらは携帯電話に新たな番号を開放した場合と、MNPを導入した場合にまとめておりますが、電話機については、いずれの場合においても、利用者が手動により00XYを付加して携帯電話に発信する必要が生じます。現在の電話機では、070に00XYから発信する機能はついておりません。PHSがこの選択中継サービスに未対応の場合は、00XYを付加せず発信する必要がございます。選択中継サービスにPHSが対応した場合は、携帯電話と同様の方式により発信することができます。PBXについては、設定変更や改修が必要となってきます。

ここから先は、ほぼ前回配付した資料と同じでございますが、最後に20ページに、拡大に向けたスケジュール案として、検討のたたき台として、このような資料を載せております。今回の番号政策委員会における議論を踏まえて、平成24年初めには、情報通信審議会に答申を予定しております。新たな電話番号を開放する場合は、サービスの改修などが必要となってくるため、番号が不足する平成26年初頭までには、答申の内容に沿った具体的な改修の取組みを進めていく必要があると考えております。さらに携帯電話とPH

Sの番号ポータビリティを実施する場合は、新たな番号帯の導入と同時に改修を進め、同時期に実施することが、利用者から見てわかりやすいと考えています。こうした改修に時間がかかる場合は、指定方法の見直し等の方法をとることにより、1年程度の猶予を置くことも想定しております。

参考資料の説明については以上でございます。

**【酒井主査】** どうもありがとうございました。

お手元の資料4-3を見ていただきますと、全体のスケジュールが出ておりますが、この委員会としては本年度中に取りまとめを行い、部会を通じて答申となっております。ですから、本日その論点整理の2回目として議論していただいて、これをもとに、次回は10月と書いてありますが、そこで骨子案をつくり、それをもとに報告書案として議論を進めていきたいと考えております。

それでは、今の説明及び前回の議論すべてを踏まえまして、全体について、どこからでも、場所は特に指定いたしませんので、皆様のご意見あるいはご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

**【相田主査代理】** 資料4-1の4ページですけれども、前にもちょっとお伺いしたのですが、3%を1%にすると「1000万番号が指定可能となる」という言葉は、どういう意味でしたか。結局、番号自体が増えるわけではなくて、事業者が指定された番号の中で、よりたくさん「利用可能になる」というのだとわかるのですけれども、「約1000万番号が指定可能となる」という意味がどういうところなのか、もう一度確認させて下さい。

**【東川補佐】** こちらの表現につきましては、「利用可能となる」といったほうが確かに適切と思っております。090と080番号で1億8,000万番号、指定可能な容量がございますが、現在のところ、そのうち1億6,000万番号程度をすでに指定しておりますので、残りの番号を今後指定していくに当たって、解約率を見直すことで番号の節約ができ、その節約できた番号が1,000万番号程度見込まれるため、それが新たに利用可能となるという趣旨でございますので、新たに指定できる番号が増えるという意味ではございません。

**【相田主査代理】** では、やはりこれは、「利用可能」という言葉がいいのかどうかはわかりませんが、「指定可能」というと誤解を招きやすいと思います。

もう1点、よろしいでしょうか。

**【酒井主査】** どうぞ。

【相田主査代理】 あと6ページ、あるいは7ページもそうなのですから、「新たな携帯電話の電話番号として対象となる」というところで、「030、040、070」と書いてあって、020、050、060が入っていない理由は何でしたか。

【東川補佐】 こちらの020、060につきましては、事業者のヒアリングなどの際においても、既に020につきましてはポケベルで使っておりまして、060はFMCサービスに使っておりますが、これらの番号について検討対象とすべきだという、事業者からのヒアリングの際の意見はございませんでした。また、030、040は未使用の番号でございますが、020、060も、そういう意味では既に他のサービスに使用されている以上、PHSと同様に、既に使用されているサービスとの間で識別性なども含めた検討が、別途必要になるのかなと考えておりまして、そういった意味で、まだサービスの用途が定まっていない030、040と、PHSですでに使用されている070について検討対象として掲げております。

【相田主査代理】 「020、030、040、050、060、070」としてあるけれども、050はもちろんのこと、020、060も不相当だろうから、「070、030、040に限られる」ということを何か言わないと、使っている、使っていないという意味では、070は番号として規則上使っているものなので、ちゃんとその議論をしなければいけないのではないかと。そういうことで、後ろの議論でも出てくるのでしょけれど、結局、携帯電話とPHSが同じサービスなのか違うサービスなのかということをもうちょっと深掘りして議論しないと、今規則上、使っている、使っていないということだと、070を特別扱いする理由にならないと思うのです。

また、それに関連してですけれども、これはお願いに近くなるのですけれども、資料4-2で、7ページにせっかくきれいにこれまでの推移としてまとめていただいたので、やはり、携帯電話、PHSそれぞれ何社がサービスしているのかということについて、ここに書き加えていただいて、それこそPHSで選択中継サービスなどが、なぜこれまで入ってこなかったのかということ、そこまで分析するのはちょっと難しいかとは思いますが、結局、今までNTTの固定網に、NTTさん用語だと活用型といい総務省用語だと依存型というのでしたか、そこにそういうサービスを入れようとする、NTTの交換機のソフトの改修になるので入れにくかったという部分があるのではないかと思います。それが完全にもう、PHS網が事実上、NTTのPSTNから切り離されて、今からだったらPHSに対してその選択中継サービスなどをやるときも、少なくとも以前に比べると

NTTのPSTNに手を入れなければいけないという足かせは外れていると思うので、そういったことをもうちょっと書かないと、今まで歴然と携帯とPHSの番号帯を分けていたのを、今後はC桁が5、6かで区別するかもしれないけれども、それも含めて移動体通信サービスということで、大きくりとしては同じ0A0に押し込んでいい時期に来ているのではないかと。そこを言わないと、何かやはり弱いと思うのです。

【酒井主査】 確かに相田先生がおっしゃるとおり、多分この020、060といったところについて、別に検討対象にならないわけではなくて、検討対象にしたけれども、第1番目のフィルターとして、これはほかで使っているのをカットすると。そのときに、070も同じようにしてカットしなければいけないのかもしれないかもしれませんが、ただ070を使っているPHSは非常に携帯と近いから、ちょっとほかの番号とは違うのだと。だから検討対象にむしろ入れるべきだと。何かその辺のロジックを報告書にきちんと書けばいいのじゃないかと。そういうことですよ。

【相田主査代理】 はい。

【酒井主査】 それから「可能となる」についても、要するに、その分指定しなくて済むんですよ。

【東川補佐】 はい、解約保留分を見直すことで必要な番号数が少なくなります。

【酒井主査】 もうちょっと後に指定すればいいわけですよ。

【東川補佐】 はい、節約できた番号を。

【酒井主査】 報告書のほうには、ここは考え方なので箇条書きで簡単に書かれているのですけれども、報告書ではそれをきちんと書けばいいですね。

【東川補佐】 はい。報告書の段階では書きたいと考えております。

【酒井主査】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【池田委員】 今の指定方法の見直しとか、090-0の開放とか、いろいろ複数の選択肢と、あと070の共同利用といいますか、いろいろと方法があるのですが、それらの優先順位などはどうなっているのでしょうか。

【酒井主査】 すみません。優先順位という意味では、今ここで言っているのは、まず指定方法を見直そうと。それと同時に、次の手として、もうそれだけではだめなので、090-0にするのか、何か別の番号を開放するのかにしよう。その段階で、070のほうがいいのではないかと。言っているわけですね。

【池田委員】 すみません、資料4-1の4ページ目の読み方なのですが、「対応に時間

が掛かるなど」という前提条件があるので、改修に2年を要すると、これまでのヒアリングでありましたが、それ以上かかる場合には、こういった指定方法の見直しを利用するという理解で受け取ったのですけれども、そうではなくて先にやるのでしょうか。

【酒井主査】 僕は逆に、先にやるのかと思ったのですけれども、どっちですか。

【一井委員】 今のご指摘はそのとおりで、前回までの話しぶりだと、主査のご説明のような感じで理解されている。僕もそう思っていたのですけれども、今回のご説明では、ちょっと時間的な事情である程度逆転しているような部分があつて、どちらでも、今回の説明もそれなりに理は通っているとは思いますが。

【酒井主査】 結論としてはどっちに書いてありましたか。

【東川補佐】 こちらの指定方法の見直しにつきましては、前回の段階で、導入すべきかについては、特に結論的なことはまだ出ていなかったとは思いますが、今回は、このように対応に時間がかかるなど、「不足時期に間に合わない等の場合において、という条件をつけてしまっておりますが、ここの部分については、先ほどの参考資料のスケジュール案の、改修の時間等を考慮したときに2年以上かかるような場合は指定方法の見直しも考えられるといったところに合わせてこのような記述としておりますが、このような条件をつけずに指定方法の見直しを行うことも、特に除いた趣旨としてこのように書いているわけではございません。

【酒井主査】 まだ結論が出ていないということでしょうか。これは決めなければいけないですか。

【東川補佐】 考え方の案としてはやる方向として整理しております。

【酒井主査】 案としては、指定方法はとにかく見直すということですか。

【東川補佐】 はい。

【酒井主査】 それからその次に、070だと思いますけれども、それを開放するとなっているというのが、今の説明ですよね。

【東川補佐】 はい。

【池田委員】 つまり、対応に時間がかかるとかいう前提ではなくて。

【酒井主査】 あらかじめ規定を見直すことになっているのかということですか。

【池田委員】 ええ、070をやる前にできるだけ努力をするという理解なのかでしょうか。

【酒井主査】 多分070になるとは思いますけれども、070も決めてしまうのですよ

ね、これだとすれば。だから指定方法の見直しと070をセットで決めようというのが、ここの趣旨ですよ。

【東川補佐】 はい。優先順位については、この委員会の中で検討いただきたいと考えております。

【酒井主査】 この案としては、両方ともセットで行うことでいいですね。

【東川補佐】 はい。

【酒井主査】 それでいいのですよね。この案は、070の開放と指定方法の見直しをセットで行こうという案だということです。

【池田委員】 はい。あと090-0の開放については、どういう理解なのですか。

【酒井主査】 私はしないと理解したのですが。

【原口電気通信事業部長】 そういう趣旨です。

【酒井主査】 そういう趣旨ですよ。ですから、それに対して反対だという話だったら、もちろんわかると思いますし。

【池田委員】 はい。

【酒井主査】 書いてある答えが、どっちかでいいかもしれない。

【池田委員】 はい。あと、指定方法の変更について同時にやっていくということで、理解しました。指定方法の見直しについて、スマートフォンとか、急激な需要に対する対応について配慮してほしいというヒアリングでの意見もあり、それはそのとおりかなと思ったのですが、具体的にはどういう対応があり得るのでしょうか。

【酒井主査】 例えば私の理解では、まっとうにいけばこのくらいしか渡さない形になるのですが、特別な事情があればという話だと思ってよろしいのですか。

【東川補佐】 スマートフォン等に関する急激な需要があった場合の番号の指定につきましても、こちらの4ページにございますが、考え方(案)の上から3つ目の四角のところでございますが、予想を上回る急激な番号需要増の発生に対応できるような措置についても検討していきたいと考えております。

【池田委員】 特に具体例とかは。

【東川補佐】 具体的には、この指定方法以外の計算式等の番号申請の方式に基づいて対応するというごさいます、指定方法についてはこういった急激な需要に対応する方式になっておりませんので、指定方法以外の方法で、番号需要、急激な需要については対応していく必要があると考えております。

【酒井主査】　　そこまで、ここでは議論できないのでしょうかね。番号割り当てを受け  
る事業者の方も、特別にこういうのを売り出したから、もっと需要があるはずだと言われ  
ても、別にそれはあまり言うわけにもいかないでしょうし、本当かどうかという話もわか  
らないので、それはちょっとケース・バイ・ケースと思ったほうがいいのでしょうかね。

【相田主査代理】　　ちょっとよろしいですか。

【酒井主査】　　どうぞ。

【相田主査代理】　　私もうっかりしていて、本当にこれでいいのですかね。過去のトレ  
ンドを上回る急激な番号需要増が予想される場合に対応できる措置と思っていたのですけ  
れども、予想を上回ったときに対応できる措置なのか、それとも、何かすごい新機種なり  
新サービスを始めて、これくらい売れそうだからといって番号をもらえるのか。そこら辺、  
そこまであまりここで突っ込む必要はないのかもしれないですけれども、ただ、これだと、  
急に売ってしまったのでといって番号を指定しても、多分それを開けるのにすぐ一月、二  
月かかっちゃいますよね。ちょっと表現をご検討いただいたほうがいいのかもしいない。

【酒井主査】　　今のところ、番号を余計にもらって結局そんなに売れなかった場合のペ  
ナルティはないのですよね。そこが難しいところで、何かものを買うなら、先に当て込ん  
で買って売れなかったら、その分だけその金は損するわけですけれども、それがないだけ  
にちょっと難しいですよね。ただ、事情があった場合、ご判断いただくとか。今どうい  
う場合が事情だと言われても、ちょっと表現が、特に文章のときですね。ここではまだいい  
のですが、骨子案の文章のほうでは。

【一井委員】　　よろしいでしょうか。

【酒井主査】　　どうぞ。

【一井委員】　　先ほど相田先生がご指摘になったことと関係すると思うのですが、今回、  
検討の仕組みとして、順々というか、020も070も全部検討しました、そうしたら0  
70は違いますと言うのもいいのかもしれませんが、今回、論点として、070を  
使うのか、使わないのか。しかもその場合、番号ポータビリティとセットになってとい  
うのが最初からあるのだから、070というか、PHSと携帯電話は同じとみなすのかどう  
か、きちんとそこから議論してもいいのではないかと思うのです。

その場合に大事なことは、相田先生は先ほど技術的なこともおっしゃっていたと思うの  
ですけれども、やはり現状、PHSと携帯電話でかなり似てきたとはいえ、料金も含め、  
あるいはいろいろなサービスについて、中継サービスとかいろいろ違いがあるのですが、



それが一体どういう時間的な推移で、どのくらいの時間、変化してきて、現在に至っているのかを、ちょっと押さえていく必要があるかなと思う。

というのは、今ここで同じだと思うとか思わないとかと決めてしまうわけですが、2年くらい時間があるわけですね。例えば同じだと思えようとしても、その2年の間に同じような方向に行くのか。行かないとしても、行かないことは周知されるのか。そういった部分をきちんと見ていく必要があって、それは第一義的には総務省のお仕事なのかなとも思うのですけれども、事業者の自主的な対応にゆだねるみたいな表現がたくさんあるのですが、その部分をきちんと、現時点で過去の動きを見た上で、ある程度、大丈夫そうかなと、あるいは大丈夫そうかどうかわからない場合は、きちんとそれを見ていて是正してもらうような仕組みというか、そういったものを何か持たないと、今、エイヤで決めてしまうと、ちょっと厳しいかなと。

逆に言うと、その部分である程度行けるかなと思ったら、消費者の利便というか、もしPHSと携帯が同じところで同じような形で競争してもらえるのであれば、ある意味それは我々にとってはありがたいかなと思うので、その部分をきちんと見極めた上で、070で行くのだ、番号ポータビリティで行くのだという報告書になるといいのかなと思うのですけれども。

**【酒井主査】** うまく書けますかね。要するに、PHSであれば、どうしてももともとパワーが違うとかエリアが違うので、違うところはあるのですけれども、サービスの的にはそんなに変わらない方向になっていることを、何か証明といったらおかしいのですが、過去の傾向からこうなっている、だから今回、判断しましたと。その次としては、判断してそのようにするのだから、もしポータビリティまで認める場合には事業者の方にも変わらないように努力してほしいということが、何か入るのでしょうかね、どうしても。すぐは無理かもしれませんが。

**【池田委員】** 今の点について、両サービスが内容的に変わらないように努力してほしいという、全く一緒のサービスになれというところまでは、私は求める必要はないのではないかと考えているのですが。

**【酒井主査】** そうですね。確かに料金も違い、もともとエリアはすべて違うので、本来ならPHSのほうが高速移動性がないとかそういう話があったのですけれども、だいぶもう解消されているのですが。とはいうものの、全く一緒だとしていくこともないですね。ただ、なるべく差がないようにしてほしいぐらいがあってもいいのかもしれませんが。

ちょっとこのあたりは私もわかりません。

【河村委員】 そうなのです。確かここは出てこないみたいですが、070-5とか6とか次の番号で、ポータビリティしても識別が可能なのですか。

【相田主査代理】 ポータビリティしたらもう070-5とか6では識別できません。

【河村委員】 そうですね。要するに携帯電話の番号が足りないのだから使うという話と、ポータビリティがあたかもセットになっているのですね。それで、同じサービスにしろとまでは言えないのは原則としてそのとおりでと思うのですが、消費者から見れば、同じサービスにしろと言えないのに、何でぐちゃぐちゃにかきまぜて消費者の選択の権利を奪うのかと。別に、足りないのだったら、070を使って識別はその次の桁でできるようにして、ポータビリティを認めなければよろしいわけですね。

ですから、原則を、同じものにしろときつく言うところまでは行けないのであれば、逼迫のためだったら070の残りを開放して、070の次の桁でPHSを識別して、きちんと固定電話からの電話料金も、断然40円と最高120円との差がありますし、そういうことができるわけですね。絶対そうでなければいけないと申し上げているのではなくて、事業の自由の原則をそこで強くおっしゃるのであれば、そのために消費者の選択の権利が、選択が全くできないわけで、わからなくなってしまうわけですね。どこにかけているのか全くわからなくなるわけです。知り合いならわかるだろうと、よくおっしゃるのですが、それはちょっと置いて、番号からそれがPHSなのか何なのかわからなくなって、しかもそのサービスの中身は同じになるかもしれないし、ならないかもしれないし、それは事業者のやることであるという、その両方が並び立つのはちょっと納得できなくて、そうであるならば、別に選択できるような形を残して。要するに、問題は番号の逼迫だったはずなので、その原則に戻るといって道もあると思っています。

【一井委員】 よろしいですか。

【酒井主査】 どうぞ。

【一井委員】 その部分は河村さんがおっしゃるとおりだと思うのですよね。だから同じようになるのか、あるいは違った場合、違うことがちゃんとわかるようになるのかということだと思うのです。今現状でも携帯電話の事業者の中でも料金の差が、PHSとの差ほどではないにしろ、ある。あるいはサービスについても、少しですけれども丸バツがある。例えばそういった範囲におさまるようになれば多分そんなに問題はないだろうし、もし違う場合には、特別のことを入れるのは、絶対そうではなければいけないとは言えない

のかもしれないと先ほどの欄には書いてありましたが、例えばそういった方法でわかるようにするのか。そういったことを、きちんとしてもらう必要がある。そのために、これから2年間ぐらい、今の予想で行くと時間がありそうだと。

過去の推移から見て、2年間ぐらいでサービスとかいろいろなものが収束するか、あるいは、しかるべき周知がされるといった形で混乱なく移行できるのかは、やはりある程度ここで心証を持たないと行けるとは書けませんね、と申し上げたつもりだったのですけれども。

【酒井主査】 今のご意見は、ポータビリティについては少し、まだ時間的にはっきりわからない部分があるという意味でおっしゃっているのか。そのあたりが。

【一井委員】 できればポータビリティも、やったほうがいいのだと思うのです。河村さんがいつもご心配になるような混乱がなければ、そのほうが選択は幅が広がる。ありがたいと思ったのですけれども、そこまで本当に行けると思えるかどうか。あるいは、そういったものをちゃんと見ていく仕組みができるかどうかと。

【池田委員】 つまり携帯電話とPHSの識別の仕組みですか。

【酒井主査】 今おっしゃったのは、そういうことですね。

【一井委員】 ある意味、あえて識別しなくてよくなるのであれば、それはそれでいいのかもしれないですけれども、やはり料金とかどうしても必要なところで違いがあるのであれば、それははっきりわかるようにならないと困るということですよ。

【酒井主査】 こっちがかけたときに、相手がPHSなのか携帯なのか。070でもサービスが近ければ、それほど大きな問題はないと。サービスが相当離れた場合には、何らかの形で発信側にわかる仕組みがあればという話ですよ、今のご意見は。それがただ、今この時点で結論が出るかどうか、ちょっと。

【一井委員】 だからこの時点で、まだどのように改修するか何もわからない時点で、こうしろ、こうでなければいけない、とまで書けるかどうかはわからない。ただ、2年間ある中で、あるかどうかはわかりませんが、仮にあるとすると、その中できちんとやはり見ていく仕組みが必要で、今まで番号はいろいろなことをやってきたと思うのですが、いつもそういう話があって、利用者の利便性が損なわれないことをきちんと見ていてくださいよと。それを総務省にお願いすることになるのかもしれないですけれども。

【酒井主査】 まあ、そうなりますね。

【一井委員】 何かやはり、もうちょっときちんとやってほしいなという感じがするの

ですよね。例えば、この委員会が適切かどうかわかりませんが、また常設の委員会があるのであれば、そういうところできちんと見ていくべきだと思うのです。

【酒井主査】 ただこの時点で、事業者にしても、ポータビリティがあるかどうかで改修が変わってきますよね、内容としては。

【東川補佐】 はい。参考資料4-2に、070導入の際とMNP導入の際に必要な改修の比較について、9ページ目から載せておりますが、リダイレクション機能の追加などが、070開放に比べて必要になってくるのかなと思います。

【酒井主査】 そうですね。ですからその改修は、ある意味ではすごく時間がかかるので、ある程度のところでは改修のそっちの方向かどうかということは、きちんと言わなければいけないのではないかと。ただし、その途中で、これはめちゃくちゃにサービスが違って非常に問題があるとかいったときに、どうなるかということはあるとは思いますが。ポータビリティのほうが便利だという利用者の方も相当多いとは思っています。もちろん料金が違うので、気がつかないでPHSだと思ってかけたら、いつの間にか変わっていてちょっと高かったということで、不快に思う方もいらっしゃるかと。このあたりのところを、とりあえず、例えばポータビリティも仮に認める方向でやって、後はきちんと総務省がフォローしてくださいという話になるのかもしれませんが。

【原口部長】 ただ、仕組み的に言いますと、携帯電話もPHSも料金は認可制でも何でもない、事業者の判断という話なので、それをどうしろということとは言えないのです。ですから、そのときそのときの状況、つまりこのように違ってきますよということを、きちんと国民にご理解いただくような周知をすることは、私どもで可能なのですけれども、それ以上に料金をこうしろとかいうことは、なかなかしにくい仕組みになっております。

【酒井主査】 今でも例えば、番号ポータビリティで、ある方がドコモからauにかわったりすることがあるわけですが、そんなに料金は違いませんが、もしその料金がめちゃくちゃ違った場合には、ほかの方がかけると、今までと同じドコモだと思ってかけたら別の事業者に行ってしまうと、高くなった、安くなったという話が出てきてしまうわけなので、その辺がPHSのほうがうんとリスクが大きいのかどうかという話だろうとは思っています。

【河村委員】 そうなのです。資料の4-2の3ページ目の下の表に、「固定発携帯・PHS」という表が出ているのですけれども、表の上の枠の青いところは、2000年3月という意味ですか。

【相田主査代理】　　そうです。

【河村委員】　　そうですね。最後、2011年3月ですね。2011年3月のところで、ウィルコムは3分40円、一番高いソフトバンクが120円なのですね。私はこのことすらも知らなかったのので、見てびっくりして、事務局でも、そもそも携帯にかけるときに、どこの携帯か、だれかの携帯にかけるときに固定電話からかけたほうが安いのか携帯からかけたほうが安いのかも全然わからないと。自分の携帯の会社はわかるけれども、相手の会社はわからないとか。私は直感的に固定からかけたほうが安いのだろうと、いつも、いろいろなサービスを抜きにして考えていたのです。

今、いろいろな差があることを発信していけばとおっしゃったのですが、ポータビリティをしてしまったら、これを発表したところで、番号による識別は発揮できないのですよね。少なくとも今は、ウィルコム、PHSと別ものは識別できますから、これは発表されれば、PHSにかけたら40円なのだな、普通の携帯だったら最高120円、それ以外の会社だったら70円だったり90円だったりするのだな、とわかりますが、もう番号ポータビリティにしてしまったら、この表を発表したところで、消費者には何の選択もするすべもほとんどないのです。

皆さん、よく、友達だったら携帯の会社ぐらい知っておけばとかいう話も出ますが、仕事でたくさん携帯電話にかける機会がありますが、いちいち「あなたはauですか」なんて聞かないですから、例えば子供なんかが長電話をしてしまったときに、PHSだと思ってかけて、40円と120円の差で長電話をしたらすごい差になるのですよね。そういうことが全く選択できないのです。本当にできないのですよね。これをいろいろと読んでみると、PHSからPHSにかけたときの無料通話に関しては、何らかの措置ができるかもしれぬと書いてありますけれども、固定からかけたときには、おそらくそういうサービスを期待することはできないのだろうと理解していますので、これがシャッフルされてしまったら、もう全くすべがないという世界だということで、ちょっと即座には納得できないところがあります。070にかければ安いとわかっているものが、わからなくなるという世界ですよね。

【相田主査代理】　　それと多少関連したことなのですけども、どこでもいいですが、着信課金、選択中継、統一番号、プリペイドという、現在PHS未対応というあれですが、「未対応」の意味が結構それぞれによって違って、着信課金とか統一番号は発信側がPHSの場合対応していないというので、PHSに加入している人はそれを覚悟でPHSに加

入っているので、あまり問題にはならないのですよね。選択中継は、着信側がPHSの場合でして、かける相手がPHSのときにつながらないというので、かける側は第三者ですから、これは結構大きい。それから今、河村委員もおっしゃっていた値段も、発信側に課金するわけで、着信側がPHSなのか携帯なのか、実際には携帯のどの会社に入っているかで値段が違うので、発信側では、ある意味どうしようもないわけです。

過去の議論で言いますと、その昔はということかもしれないですが、3倍くらいまでならば目をつぶるかなというのが出ていた話で、40円と120円はぎりぎり3倍なので、もしかしたらこれはそういう範囲に入りつつあると、逆に見てもいいのかもしれない。

逆に、今も言っておられたように、携帯会社間の区別が現状でつかないわけで、この70円と120円の差でもやはり有意差だと思うのだったら、現在、携帯でも4事業者の間では、090の後ろ……、でもポータビリティをやっているからCDEを見てもだめですね。そうしても値段がわからないということ自体が、消費者利益を損なっているのかもしれないのですけれども。ですから40円と120円、70円と120円という、PHSと携帯をまたいでの差と、携帯の中での差との違いの関係をどうとらえるかというところで、それぞれ皆さんによってもご意見が違い得るのではないかなと思います。

**【酒井主査】** そうですね。3倍になったらというのは、もとのポータビリティのときにそういう議論があったのですか。

**【相田主査代理】** いや、もっと前から、識別を維持すべきかどうかというときに。

**【酒井主査】** 3という数はよくわからないのですけれども。

**【相田主査代理】** あのころは、遠近格差が十何倍あったときに3倍ぐらいにおさまればという話で、今、遠近格差がなくなっているので、今3倍というのはやはり大きいと思いますけれども。

**【酒井主査】** 結構大きいですね。ちょっとこのあたりは難しいな。

**【池田委員】** 消費者の利益の考え方なのですが、ナンバーポータビリティが携帯のみでこの料金の格差が出て、さらにPHSまで広げて競争を促すことによって、携帯とPHS間の料金の格差をなくしていく方向に働くのではと、将来的にはなるのではないかなと思うので、入れないという選択肢をとるよりは、ナンバーポータビリティを行うことで、料金の識別ができなくなるという不利益も減っていくのではないかなと思うのです。希望的観測でしかないのですが、入れないほうが直ちにいいのだとは、一概には言い切れないのではないかなということが、言いたいところです。

【酒井主査】 要するに今のご意見は、入れない選択肢もあるけれども、入れるとだんだん120円が40円に近づいてくるという。

【池田委員】 それを期待したいと。

【酒井主査】 期待できると。それが、さっき一井委員がおっしゃった、様子を見ると話なのかもしれないのですが、ただ、入れると決めて、あまり格差が縮まらないから中止しましょうとしたら、今さら言えないというものもあるとは思いますが。

【河村委員】 そもそも論で申しわけないのですが、やはり消費者問題をやっている立場から見ると、競争というのは、消費者が非常に正しい表示とか情報をもって選択することによって、消費者が選んだところが勝っていくというのが正しいと思うのですが、そもそもポータビリティをやった時点で、今の40円の水準まで、ポータビリティが入ったほうが料金が下がっていくとおっしゃるのは、私も理屈としてはわかるのですが、要するに、携帯電話はポータビリティをしているのにウィルコムはやっていない。でも、ポータビリティしたことで、事業者ごとに決まっている本来のきれいなこの表が、電話屋さんのところに貼ってあって、ポータビリティがなかったらいろいろ消費者が考えることができたり選択できたのに、ポータビリティによってもものすごくわかりにくい世界になって、特にいろいろなサービスの割引の複雑怪奇なものを、横並びに比較できないものを携帯電話の会社がつくり上げて、こういう本来のすごくわかりやすい、そういうサービス全く抜きなのにこれだけ差があるということすら消費者はわかっていないどころか、選択もできないのにわかったところでしょうがないみたいな、くじ引きするみたいな感じになっているわけですね。

私は、本当は、競争という点から見れば、そもそも消費者は自分の電話料金が幾らなのかを知らせられないシステムの中に放り込まれて、でもウィルコムがその中に1つだけ入っていないから、それも入ったほうが何かいいように、語弊だという話もわかるのですが、ちょっとシステムとして、競争とおっしゃるなら、そもそも消費者が参加する競争のきれいな形になっているとは思えないのですね。きちんと比較して選んで、事業者の勝ち負けが決まっていくような形になっていないなど。そもそも論で申しわけないです。もう引き返すことはできないと思いますが。

【酒井主査】 携帯電話への通話料金に2倍弱の格差がある中でポータビリティをしていることについては、今さら引き返せないところに来ているだろうと思いますし、下のウィルコムの40円がそこに入ることによって、ぐちゃぐちゃのままがひどくなるのか、そ

れとも少しそっちのいい方向に、40円にするのかどうかは別ですけれども、そっちの方向に行くのか。特にこれ以外に、これは固定発着の料金が書いてありますけれども、無料通話などの話もありまして、例えば、これだけ見ると120円のなんて買う人はいないのではないかと思っても、120円のところは逆に無料通話を結構やっているの、全体で見ればこれがいいとして、多分お買いになっていると思うので、そのあたりをどうするかということなのですが。

ただ、ナンバーポータビリティを今から全部やめるのは絶対無理な話なので、もう条件でしかないの、その範囲である程度、例えばウィルコムみたいなものを一緒に入れて、それで様子を見ながらでもという気もするのですが。要するに、そういう形で、今後これをちゃんと監視しましょうときちんと報告書に書くとか、そういう形かなとは思っておりますが。

【一井委員】 今のことはまさにそのとおりなのですが、先ほど総務省から、料金認可制でも何でもないということだったのですが、今、河村さんがおっしゃったように、例えばここに出ているような情報も、あまりみんな知らないのが現実であると。これを見てもしようがないとおっしゃいましたけれども、これすらも知らなかったらどうしようもないわけですね。これらは総務省と電気通信事業者と一般消費者だけではなくて、例えばマスコミみたいなものとか、あるいはいろいろなアナリストだとか、たくさん世の中にいるはずであって、そういった人たちがみんなで世の中の競争関係をつくっているのだと思うのですよね。そういったものを含めて、世の中がいい方向に動いているかどうかを、ちゃんとチェックしていかなければいけないという仕組みが、あまりないと思うのです。

今、消費者が実際、具体的に不利益を被ったときに何か文句を言っていく先は、一応あることにはなっている。ただ、そうではないのですね。2年の間にちゃんと世の中がいい方向に動いていて、動いていなかったらとめられるかということ、先ほどの話で、料金認可制じゃないからとめられないと言うかもしれないけれども、ちゃんと動いていないということは、やはりはっきりと言うことによって、消費者の行動も当然変わるし、事業者の行動も変わってくると思うのです。そういう仕組みも何もない中で、今、エイヤで決めてしまうのは、ちょっと無理かなと思うのです。どちらにしろ、無理だと思うのです。

【池田委員】 総務省で競争評価とかを毎年行っているかと思うのですが、そういったところでのチェック機能は果たされていないということですか。今の一井先生のご意見の。

【一井委員】 いや、知りません。



【酒井主査】 少し違いますよね。ちょっとその辺を。

【東川補佐】 競争評価のほうは、直接担当ではないのですが、競争評価の中で、携帯電話とPHS市場については同じ市場として評価は行っているとは聞いております。料金等について、その中でどのように扱っているかについては、現時点ですぐにお答えできないです。

【相田主査代理】 この3ページの表を見てみると、上と下とでやはり値段がだいぶ違うということで、河村委員の意見から言うと、まだ現在PHSが選択中継サービス00XYに対応していないので、今の時点ではだめかもしれないですが、これが対応してくれたら、そっちのほうの方が安いですよということをアナウンスする。もしかしてですが、そのニーズが非常に強いのだったら、この委員会マターとしては、場合によっては携帯電話着信のものも優先接続の対象にするとか、これからIP化の時代に優先接続をただ単に入れるということもないとは思いますが。あとは、今ヨーロッパですと、着信側の接続料は、着信側はすべてにおいてSMPだということで、完全な限界増分費用しか認めないというのがかなり主流になってきていますので、そういうあたりで、特にここでだいぶ高い値段をつけていらっしゃる事業者あたりの、この値段は高過ぎるのではないのということを持っていくというのは、あり得るかもしれない話なのだと思います。とりあえずの消費者への対応という意味で言うと、この後PHSが選択中継サービスの対象になってくれたらという条件ではありますけれども、PHSへの着信は00XYからの通話の方が安いよとアナウンスする。

またこちらのマターに戻るのだったら、先ほど言った、だれに対して影響があるサービスかということを見ると、選択中継サービスがPHSで使えるようになるのが、一種、ポータビリティをやっていいよということで、1つの目安になる可能性はある。00XYをつけてダイヤルしたら、「その番号にはおつなぎできません」と言ってかけ直してもらうということで金銭的な被害にはならないのかもしれないですが、やはりいちいちかけ直さなければいけないのが面倒だとしたら、そういうことはポータビリティにゴーサインを出す際の条件の1つとして挙げる可能性はあるかなと。先ほど、15ページにいろいろ比較があって、今言いました選択中継サービス、0570云々というあたり以外は大きな違いはないだろうということになりますので。

【酒井主査】 今の意見では、接続料金の話だから何とも言えないのですが、方向としてはこの格差は縮まるのではないかなという期待はある。要するに、上はみんな4

9.5円とか54円とかいった話ですので、近づくのではないかとは思いますが、今の時点では何とも言えないのですが、それがヨーロッパほど長期増分みたいな非常に安い値段という形とはちょっと違うかもしれませんが、方向として、池田委員がおっしゃったような形でこのようにやっていくと縮まる方向になるのではないかな、という期待はできると思っています。ただ、これは保証もできないのですけれども、そういう形でやってみて、それから消費者不利益にならないように、何らかの形の、まずは全体を見直す仕組み、ちゃんといつもチェックする仕組みと同時に、先ほどの音なのかどうかわかりませんが、何らかの形で少しそれが識別できるような仕組みを考えるとといった方向を検討することで行くのかなという気もするのですが。ただ、それも強制できるかどうかはわからないところがありますね。

【原口部長】 先ほど、認可制ではないと申し上げた趣旨は、結局、認可制ではないわけですけれども、今ご議論いただいているように、あまりこういう料金の差は知られていませんから、それを私どもが宣伝と言ったら変ですが、消費者に知っていただくことによって、事業者も、ある会社が高いことが明らかになれば、ちょっと考えるのではないかと、そのような意味で、周知することによって、もうちょっとならされてくるのではないかと、という趣旨で、周知のことは申し上げたつもりだったのですけれども。

【酒井主査】 そうですね。

【池田委員】 今の相田委員の、ナンバーポータビリティを入れるための条件として、選択中継サービスをPHS側でも可能にすることが必要ではないかということなのですが、3ページの表を見ますと、選択中継サービスがなくても40円で既に安いように思うのですが、それでも改修のコストをかけてまでやる必要があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 別にそうだというのではなくてまず00XYをつけてかけてみて、「おつなぎできません」と言われたら、普通に、外してダイヤルするということでも、一番安くかかりますよということで、一生懸命、利用者周知するという手はもちろんあり得ると思います。ちょっとだけ手間ですけれども。

【酒井主査】 確かに、皆さんこの料金をご存じなら、この料金差を見たら、固定から携帯にかけるときには絶対に00XYを使いそうなのですけれども、必ずしもそうでもないのですよね。私ももう面倒くさいから適当にかけちゃっていますので、きっと高いほうを払っているのだと思いますけれども。だからだんだん、これだけ違うのをちゃんと周知

していけば、安いほうにそろっていかないかなという期待はありますし、総務省でもそのような指導をしていただければ、ナンバーポータビリティを、そのためにわざわざとめることはちょっとどうだろうという感じがいたしますので、むしろ入れてみて、そういう方向で、00XYをウィルコムに、40円のものにつける必要があるかどうかはまた別の話ですけども、方向としてはそんな感じかなという気はするのですが、いかがでしょうか。

【一井委員】 おおむねそうだと思うのですけれども、これを言ったら失礼かもしれませんが、40円が上がるという可能性もないわけではないのですよね。

【酒井主査】 もちろん、そうです。

【一井委員】 やはり事実をちゃんとこうだよということは、もっと。例えばこれを見て、怖いからもう固定から携帯にかけるのは、現状でもPHSが入っていないナンバーポータビリティという状態で、怖いから固定からかけることはやめようと思う人だっているわけですよね。

【酒井主査】 そうですね。

【一井委員】 いろいろな人がいろいろな行動をするわけで、やはり結局、情報がないといけない。その上でちゃんと意図した方向へ、意図した方向でなくても、いい方向へ行けばいいんですけれども、いい方向に行っているかどうかが大それたと思うのですが。

【酒井主査】 そういう形で、ちゃんと周知が行き届いていない証拠は、さっき申し上げたように、これだけ格差がありながら、みんな00何とかを押さないでかけてしまっているという現状は、知らないからですよ。知っていたら、ジュースを買うなら同じものが2倍違ったらだれもそんなものは買わないのですけれども、そうではなくて平気でこうなってしまうのですから、そこをなるべく周知することと、それを目指すということで、ナンバーポータビリティも一緒に導入するという方向で行くのが適当なような気はいたしますが、いかがですかね。

その辺のことを少し報告書にも、ある意味ではきちっと書いていただいて、そういう問題点は指摘しないと、またナンバーポータビリティがオーケーだけですが、ほかのところでもそれを書いてしまうとまずいので、そういう形できちんとしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【河村委員】 そういう方向で行くのであれば、1つは、絶対しろとは書けないにしても、PHSからPHSにかけるときの無料通話だということがわかるというのは、なるべくそれがわかる何らかの方法が導入されるということを書いてほしいです。あと、さっき

おっしゃった、固定から携帯電話にかけるときの表みたいなの、こんなにわかりやすい表があるわけですから、このようなたぐいの、きれいに平たく比較できる、何の悪気もない、現実なのですから、別にだれかに悪気があってやるわけではないので、こういうことが出ていなくて、何だか複雑怪奇なものしかないから、非常に消費者は、はっきり言ってばかにされていると思っているのですが、この業界に関しては。あなたたちを楽しませてあげているという感じの広告なのですから、やはり、きちんと選択することからは、全然、そんなことをあなたたちはしなくていいと扱われているような気がいたしますので、総務省としてこういう非常にわかりやすい、ほかにも表ができると思うのです、わかりやすい横並びの表が。そういうものをどんどん、何の解説もつけなくていいと思いますから、そういうことをしていくことでプレッシャーをかけていただくことをお願いしたいと思います。消費者団体も、どんどんこういうものを入手して広めていきたいと思いますが。

**【酒井主査】** 要点は、義務づけられるかどうかはよくわからないのですが、無料通話については何か識別する方向でやってほしいということもきちんと書いて、そういう方向で行きたいと思いますが、大丈夫ですね。義務とまではできないかもしれませんが。ちょっとそういう方向で、少し、むしろ最後の骨子案の文章を十分議論させていただきたいということで、中身としてはそんなに違わない方向で行きたいと思います。

それから、全然議論がなかったのですが、最後の指定要件、いつもこの議論まで行かないのですが、これは私もいいのではないかと思います、よろしいですね。「電気通信番号の指定要件の在り方」ということで、ほかの事業者を介した間接接続をしても可能とするということ。

**【河村委員】** 品質とかが変わらない、いろいろな、劣ることにならないということ、十分気をつけていただきたいと思います。

**【酒井主査】** そういった形で、こういう方法で行きたいと思います。

**【池田委員】** すみません。資料4-1の14ページで、私が前回コメントで論点提起させていただいたのですが、番号ポータビリティを一斉に行うか、準備が整った事業者から順次、私のイメージとしては2年よりも先に準備ができるのであれば、できたところからやっていただいているのではないかと。遅くともいつまでには全会社がポータビリティをできるという状況であれば、いいのではないかと考えていたのですが。この論点は、2年よりも、既に携帯電話会社間同士でのナンバーポータビリティという枠組みはもうあるので、あとはイメージ的には1社増えるだけのように思うので、何も統一する必要はない

のではないかなと思ったのですが。

【河村委員】 事業者の準備ができたならやっていいという条件だけではなくて、やはり消費者、利用者への周知がきちんとできて、混乱がないことが必須条件だと思うので、事業者の準備のタイミングだけではなくて、全然、多分知らない、びっくりすると思うので、070が携帯電話になっちゃうという世界は。やはりすごく長いこと慣れ親しんでいるので、その違いがある世界にもすごく皆さんは慣れているので、その辺の周知がきちんとできることが条件だと思います。

【酒井主査】 そうすると、ある程度近い時期のほうがいいですよ。この事業者はいつから、この事業者はいつからと、あまり違うと。その辺のタイミング、2年がいいのかどうかわかりませんが、タイミングを合わせて、もちろん早くできたら、その範囲でいいかと思いますが。そんなにめちゃくちゃに違うと利用者も混乱しますよね。その辺で、2年かどうかは別ですけども、ある程度やって。遅れてしまう会社が出ることまで許容するかどうかという話はまたあるとは思いますが、ある日一斉ではなくてもいいとは思いますが、大体そろったほうがいいのではないかという気はいたしますけれども、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 「準備が整った事業者間」というのは、どういうイメージでしたか。通話をつなぐためには、多分、結局両方準備していないとつながらないですよ。顧客管理システムで、スムーズにその日のうちに番号を移行できる、こっちは確かに、どの相手との間ではスムーズとかいうのがあるかもしれないのですけれども、「準備が整った事業者間より、順次サービス提供をすべきか」という、ここで言っているのはどういう意味でイメージしたのですか。

【池田委員】 私は全然技術的なことはわからないのですが、例えば携帯電話会社のうちの1社がPHSとのナンバーポータビリティが可能になったら、そこからPHSからの移行ができるようになりましたと宣伝していいみたいなことをイメージしていたのですが、でも通話するにはどういう技術的な整備が必要なのですかね。もし一斉に同一時期にやる必要があるという十分な理由があれば事業者間が合意してその日に実施する、あるいは、消費者に対する周知期間として十分な期間をとるために一定期間おいて同時期に行う、というのは十分あり得ることだと思うのですが。

【酒井主査】 多少微妙なのは、要するに、ある程度そろえるとそう問題ないのですが、そろえないと、例えばある会社とある会社だけは先に協定を結んでやって、ほかができない

くなるとか、そういう競争上の問題も多少は出てくるのですよね。

【池田委員】 その競争上の問題というのは、どういう問題ですか。

【酒井主査】 例えば、これはちょっとわからないのですが、ある会社とある会社は2つでお互いにできるようになるけれども、こっち側ができない。それができないなら、こっちの問題なのか、こっちの問題なのか、によるわけです。だから、差別的取扱いではないですけども、みんな一斉ならそういう問題もあまりないですが、このあたりはどういうことになるのか、私もよくわからないのですが。ですから、ある程度近い時期で一斉にやると、いろいろな意味の問題が少なくなるのは事実だと思うのですね。

【池田委員】 そうだとすると、競争法の立場からすると、このたびナンバーポータビリティという制度を携帯電話間とPHS間で導入するということで、携帯電話間とPHS間の競争の基盤を新たにつくるということなので、そのために一斉に行いますという理屈は立つかなと思います。

【酒井主査】 ちょっと私が誤解しているとまずいけれども、競争上の問題もありますよね。

【東川補佐】 はい。現行の番号規則においては、携帯電話の番号につきましては、番号ポータビリティを全社できるようにと規定しております。そこを一斉に実施すべきというところについては、それぞれ携帯事業者、PHS事業者ともに番号ポータビリティを提供するということは必要になってくるかなと考えております。

【原口部長】 おっしゃるとおり、競争上の問題も起こり得ると。

【酒井主査】 競争上の問題で、例えばA社とB社が先にやって、ほかを除外してやったほうが有利だとか、そういうこともできないことはないですよ。

【原口部長】 はい。

【酒井主査】 ある程度の期間だったら、多分みんな。それでできなかつたら、ちょっとさぼっているということなので、仕方がないのですけれども。それとやはり消費者の方には、変えたいと思って、こっちへ行ったらできなくて、この会社ができますというのが、その会社の努力の問題だけならあれですけども、やはり利用者からするとどこでもできるほうがすっきりはしますよね。そういうことで、ある程度はそろったほうがいいのではないかと思いますけれども。

まだ時間的に、一応5時半ごろとか言われているのですけれども、それは別に延びても構いませんので、ほかの点がございましたらいかがでしょうか。

よろしいですか。

【河村委員】 先ほど、一井委員がおっしゃった監視のシステムのようなものも、何らかの形でないと、ちょっと私はここに先生方の席に出ている、少し流れに押されぎみだなというも思っております、既定路線の上に乗せられている気が、多少居心地が悪いところがあるのですね。でも、やはりどう考えても、この業界は消費者の選択がきちんとできるようになっていないですから、別にポータビリティをやめてくださいとかいう非常識なことを言っているのではないのですね。もうちょっと透明性とか、きちんとわかりやすい表示とか情報を出さなくてはいけなくて、そういうことを積極的にやっていくとか、やらせることをしていかないと、また結局、こうやって120円で高いですけれども、私たちはすごいサービスのセットをつくっていますとか、おっしゃるかもしれませんが、やはり何もない固定電話からかけたときにどういう料金なのかとか、株価ではないですが、ここは今、3分幾らみたいなのが、総務省のあるところに行くに出てるとか、それぐらいわかりやすくしていただかないと、すごく自分たちの選択を全くできなくて押しつけられているという世界に、どんどんなっていくって、そのときに競争と言われると、私はすごく悲しくなってくるのですが、競争に消費者も参加しなければいけませんから、そういう世界になるような仕組みを、どういう仕組みかわかりませんが、そのようになっていくように、ぜひ、していかないと、この業界は少し消費者の参加を阻害しているような気がします。

【酒井主査】 そうですね。文章で書くだけではなくて、ちょっとそのあたり、きちんと提言というか、ちゃんとしないと、確かにこういった料金、これも一目瞭然でわかるのですけれども、本来専門の私もあまり知らずに、そう意識せずに00XYを使っていないというのも、普通の人には多分使わないでしょうから、00XYの比率が低いのでしょうか、そういったことを積極的に発信していただくことを、骨子案にきちんと書いてもいいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。ポータビリティだけが決まったとかいう話にしてしまうと、またそういう話が何となくやむやになってしまうので。

どうですかね。

【相田主査代理】 扱うとしたらどこになるのですかね。歴史的に言って、携帯電話との通話料金はどうか、固定電話から携帯電話への通話料金は、固定電話側が料金決定権を持っていて、それがなかなか高止まりであることもあって、00XYということで発信側あるいは中継側が料金設定できるような仕組みを入れたわけですが、そのときに、現在、着信側が期待を持っていることの整合性から言って、こういう00XY等を入れて

やることしかできなかったという。あれはたしか番号研究会で議論したのですよね、いつごろでしたかね。覚えていないのですけれども。

【酒井主査】 歴史的には、どちらかという携帯側が、着信側の携帯のほうが料金を決定していたのですよね。着信独占という言葉もある。

【相田主査代理】 今でもこれはそうですね。

発信側で、料金決定権の何とかの研究会とかというので議論した記憶があるのですが。

【酒井主査】 ですからその経緯を、そうするのはやめたほうがいいとかいうことを、ここでやるわけにはいかないと思うのですけれども、事実としてこうなっているということ、ある意味では消費者の方にそういったことの注意喚起とか、何かきちんと周知して、消費者が料金体系をわかりやすいようにするというのを、ちゃんと書けばいいのかなと思うのですが。それ以外にもこの話だけではなくて、携帯の料金体系はわかりにくいですよ、ただ、それを番号研であまり言うのはちょっと難しいですけれども、どこの会社も、行けば、あなたの使用法だったらこのプランがいいですとか言ってくれるので、その会社の中ではいいのを選んでいただけるのですが、どこの会社も、あなたの使用法だったら別の会社へ行ったほうがいいですという会社は絶対ないですから。それはまずあり得ないので。ですから、そういったところをさらに含めて、消費者に対する情報提供を、特に番号ポータビリティになると事業者識別が困難になってくるので、今後もしっかりやってほしいという形のものを具体的に盛り込んで、それに対応する施策を打っていただくことしかないだろうとは思っておりますが。そんな感じでどうですか。

別に切るわけではないのですが、ほかはよろしいですか。急いでいるわけではないのですが、何となくタイムスケジュールで35分ぐらいに閉会になっているので、そんな感じかなと思ひまして、これは別に幾らでも延ばしても結構だと思います。

一応時間ですので、これを2回目行いましたので、報告書の作成に向けた骨子案の議論をしたいと思ひますので、今日いろいろだいたい宿題が出たと思ひます。結論はそんなに変わらないと思うのですけれども、こちらにつきましては、先ほどの消費者に対する話であるとか、070は、携帯とPHSがサービスとしてそんなに違わないという観点からこうしたのだということとか、少し大変だとは思ひますが、ちゃんと骨子案に入れて、その議論をしていきたいと思ひます。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から次回会合について、よろしくお願ひします。

【東川補佐】 次回、第5回の番号政策委員会につきましては、10月中下旬を目途と



して日程調整しておりますので、事務局から日程につきましてはまたご連絡させていただきます。

【酒井主査】 それでは、また事前に文章を送っていただけるのでしょうか、その時点で少しきちんとしたいと思います。ではよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。